

# サラワク州政府官報

## 第2部

当局により公布

---

Vol. LXXI

2016年12月30日

No. 74

---

サラワク州法第312号

1997年サラワク州生物多様性センター条例

2016年サラワク州生物多様性規則

### 第1編 総則

#### 規則

1. 呼称及び開始
2. 解釈

### 第2編

研究及び開発目的での生物資源へのアクセス

3. 生物資源へのアクセス
4. 研究及び開発目的での生物資源へのアクセス
5. 許可証の申請
6. 許可証の付与及び条件
7. 黙示の条件
8. 許可証の様式
9. 輸出に対する禁止事項
10. 輸出許可証の発給に関する制限
11. 許可証の停止又は取消し
12. 取消しの効果

原文タイトル: Sarawak Biodiversity Regulations, 2016

原文リンク: <http://www.sbc.org.my/media-centre/downloads/sarawak-biodiversity-ordinance-and-regulations/409-sarawak-biodiversity-regulations-2016/file>

(最終アクセス日: 平成 30 年 2 月 20 日)

### 第3編

#### 知的財産権のための並びに潜在的な商業目的及び商業目的での研究及び開発

13. 研究及び開発の場所
14. 研究及び開発目的での利益配分合意
15. サラワク州外での研究及び開発
16. 研究報告等
17. 発見に対する権利
18. 発見の利用

### 第4編

#### 保護資源の繁殖

19. 保護資源の繁殖等に関する違反
20. 保護資源の繁殖施設
21. 保護資源の販売

### 第5編

#### 情報に基づく事前の同意

22. 情報に基づく事前の同意
23. 申請手続
24. 地域社会による決定
25. 同意の条件
26. 情報に基づく事前の同意の様式

### 第6編

#### 目録及び保管所

27. 目録及び保管所
28. 目録の素材の入手の機会
29. 保管所への入場
30. 保管所による素材の提供
31. 輸出してはならない抽出物
32. センターに報告すべきデータ
33. 著作権、特許権又は知的財産権に関する制限

第7編  
雜則

34. 許可証に関する一般規定
35. 免除
36. 料金
37. 委託
38. 違反行為
39. 廃止及び効力維持

附則

## 1997年サラワク州生物多様性センター条例

### 2016年サラワク州生物多様性規則

(第35節(1)に基づき作成)

1997年サラワク州生物多様性センター条例[Cap. 24]第35節(1)により付与された権限を行使し、州閣議は以下の規則を制定した。

#### 第1編

##### 総則

#### 呼称及び開始

1. 本規則は「**2016年サラワク州生物多様性規則**」と称することができ、2016年1月28日に効力を生ずる。

#### 解釈

2. 本規則において、

「利益配分合意」とは、規則14に記述される合意をいう。

「生物資源」とは、条例に定義される生物資源をいう。

「センター」とは、条例に基づき設定されたサラワク州生物多様性センターをいう。

「最高執行官」とは、条例に定義される最高執行官をいう。

「管理者」とは、それぞれの場合に応じ、野生生物の管理者、又は国立公園及び自然保護区の管理者をいう。

「評議会」とは、条例に基づき設定されたサラワク州生物多様性評議会をいう。

「派生物」とは、条例に定義される派生物をいう。

「局長」とは、森林当局の局長又は一時的に当該局長の責務を遂行するあらゆる者をいう。

生物資源に関連する「輸出」とは、医薬又はバイオテクノロジーにおける開発に関する研究及び開発の目的で生物資源を国内からあらゆる手段により持出す、輸送する又は持ち去ることをいう。

「保存林」及び「保護林」は、2015年森林に関する条例[Cap. 71]において与えられた意味を持つ。

「国立公園」又は「自然保護区」は、1998年国立公園及び自然保護区に関する条例[Cap. 27]に基づき設定された国立公園又は自然保護区をそれぞれ指す。

「先住民」は、2005年解釈に関する条例[Cap. 61]において与えられた意味を持つ。

「条例」とは、1997年サラワク州生物多様性センター条例[Cap. 24]をいう。

「許可証所有者」とは、本規則に基づき許可証の交付を受けたあらゆる者をいい、許可証の対象となる活動を実施する又はその実施を補助するために当該者に雇用された者又は委託された者、又は当該者により正式に承認された代理人又は代表者を含む。

「情報に基づく事前の同意」とは、本規則第5編に従い得られた同意をいう。

「保護資源」とは、条例第21節(1)に基づき保護資源として宣言された生物資源をいう。

「研究及び開発」とは、条例に定義される研究及び開発をいう。

生物資源に関連する「標本」とは、あらゆる植物、昆虫又は海洋生物のあらゆる試料、抽出物、部分、派生物、構成要素、表現形態又は副産物をいう。

「伝統的な知識」とは、先住民の社会が生物資源及びその環境を一般的な生活の糧として利用及び管理するうえで用いられる先住民の伝統的な知識をいう。

「野生生物保護区」とは、1998年野生生物保護に関する条例[Cap. 26]に基づき設定された野生生物の保護区をいう。

## 第2編

### 研究及び開発目的での生物資源へのアクセス

## 生物資源へのアクセス

3. (1) 規則4に従い、何人も、該当する場合には、2015年森林に関する条例[Cap. 71]、1998年国立公園及び自然保護区に関する条例[Cap. 27]、又は1998年野生生物保護に関する条例[Cap. 26]に基づき局長又は管理者により発給された許可証なしに、州有地、州有の森林、保存林、国立公園、自然保護区又は野生生物保護区から生物資源を採集して又は持ち出してはならない。

(2) 当該の許可証の申請は、適切な官吏に対し、当該官吏の規定する様式に基づき行う。

(3) 許可証は、該当する場合には、局長又は管理者がこれを課すことを適切とみなす条件に従って又は当該条件により付与することができる。

## 研究及び開発目的での生物資源へのアクセス

4. 何人も、評議会から許可証を付与されない限り、研究及び開発目的、又は当該研究及び開発を補助するための繁殖の目的で国内の生物資源を採集してはならない。

## 許可証の申請

5. (1) 規則4に基づき必要となる許可証の申請は、評議会が決定する様式に基づき行うものとする。

(2) 申請者は、申請を支持するものとして、評議会に対し以下を提供すること。

(a) 評議会から付与された輸出許可証なしに国内から生物資源又はその一部分、抽出物若しくは標本を持ち出さないという書面による保証。

(b) 研究及び開発又は当該研究及び開発を補助するための繁殖が生物資源に関連する伝統的な知識に関係する場合、申請者は本規則第5編に従い情報に基づく事前の同意を得るという書面による保証。

ただし、申請者が情報に基づく事前の同意を得ない限り、許可証は付与されないものとする。

(c) 採集に関する詳細計画、及び研究体制又は目的の全容。

(d) マレーシア国内又はそれ以外の場所で当該者によりこれまで行われた生物資源の採集又は研究に関する概要。

(e) 取得予定の許可証の対象となる者に関する全容、及び当該者の技術的専門知識。

(f) 規則23及び23に基づき必要となるすべての議事録及び書面による連絡事項の写し、及び

(g) 評議会が求めることのできるその他の内容。

### 許可証の付与及び条件

6. (1) 評議会は、その裁量において、申請が行われた許可証について、これを付与する又はその付与を拒否することができる。

(2) 許可証が付与される場合、以下を含むものとする。ただし、これに限定されない。

(a) 生物資源の採集を実施できる場所又は複数の場所。

(b) 採集できる生物資源の種及びその数量。

(c) 許可証の識別番号及び期間。

(d) 該当する場合、採集を実施できる時期、及び生物資源及び／又は伝統的な知識の提供者。

(e) 採集された生物資源を保持、保管又は保存できる場所又は施設。

(f) センターに対し、最高執行官が決定する期限までに、許可証に従い採集された生物資源のデータ及び／又は報告書又は原稿を提出する、及び当該資源の標本又はその派生物を少なくとも一点提出する旨、及び

(g) 該当する場合、規則14に規定するとおり許可証所有者が評議会との間で利益配分合意を締結する旨の記述。

### 黙示の条件

7. 規則6を妨げることなく、許可証には以下の黙示の条件が含まれるものとする。

(a) 許可証所有者が採集を実施する際、最高執行官から免除を受けた場合を除き、常にセンターの職員、被雇用者又は代理人を同行する。

(b) 許可証は移転不能である。

(c) 許可証は、許可証所有者が所持し、当該許可証所有者は最高執行官又は最高執行官により承認された者がこれを求めた場合、監察時に当該許可証を提示する。

(d) 採集されたいかなる生物資源も、本編に基づき発給された輸出許可証なしに国内から持ち出さない。

(e) 野生生物保護区、国立公園、自然保護区、共有林、保存林又は保護林において採集が実施される場合、許可証所有者は、当該の野生生物保護区、国立公園、自然保護区、共有林、保存林又は保護林への立入り及び当該場所での活動を定める法規を遵守しこれに従う、及び

(f) 許可証所有者は、許可証の条件、又は該当する場合には、利益配分合意における許可証の発給に関連する規定の適切な実施及び遵守のための、評議会が決定することのできる保証を提供する。

## 許可証の様式

8. 本規則に基づき付与される許可証は、評議会が適宜決定する様式に基づくものとする。

## 輸出に対する禁止事項

9. 何人も、評議会の発給した輸出許可証なしに、当該の生物資源を研究及び開発目的で輸出してはならない。

## 輸出許可証の発給に関する制限

10. (1) 評議会が以下を確認しない限り、規則9に基づく生物資源の輸出に関するいかなる許可証も発給してはならない。

(a) サラワク州内で実施又は実行できない性質又は特殊分野の研究及び開発に生物資源が必要である。

(b) 申請者が、生物資源の採集にかかる許可証において明示又は黙示されている条件に違背していない。

(c) 生物資源の輸出を意図している申請者が、サラワク州外で実行又は実施される研究及び開発から作成又は入手される報告書及びデータをセンターに対し迅速に提出することを書面により保証する。

(d) 研究及び開発を実行又は実施する機関、研究所の科学者又は団体が、国内から輸出された生物資源から生ずるあらゆる発見又は発明について知的財産権又は特許権を放棄することに合意している、又は当該事項について評議会が受容できる保証又は合意を締結する。



(e) 生物資源が輸出された目的で利用されない場合、当該資源をセンターに迅速に返還するか、評議会の決定により当該資源を破棄する、及び

(f) 評議会と生物資源の輸出許可証を申請する者との間で、知的財産権のため若しくは潜在的な商用目的又は商用目的での輸出について、規則14に規定及び記述される利益配分合意が締結されている。

(2) 規則9に基づき発給される許可証は、単数又は複数の生物資源の種に関連する可能性があり、許可証において当該種の数量を規定するとともに、当該資源を輸出できる回数又は発送の回数を指定する。

### 許可証の停止又は取消し

**11.** 本規則に基づき発給されたいかなる許可証についても、以下の場合には、評議会が指示できる期間においてこれを停止する又は取消すことができる。

(a) 許可証所有者が条例又は本規則の規定、又は許可証の条件に違背する又は違反する。

(b) 許可証に関連する利益配分合意が解除又は撤回された。

(c) 許可証所有者が本規則に基づき提供すべき保証について違背又は不遵守があった。

(d) 許可証所有者が当該許可証の条件に基づき採集又は輸出できる生物資源について、評議会がこれを保護、保全又は保存する必要があるとみなす。

(e) 許可証所有者が破産を宣告された又は支払不能となった、又は

(f) 許可証所有者が許可証を譲渡した又は許可証で与えられた権利又は利益を譲渡した、又は本規則の適用上、許可証所有者が法人の場合、株式の大部分が譲渡又は廃棄されれば、許可証が譲渡されたものとみなされる。

### 取消しの効果

**12.** 許可証が取消された場合、許可証所有者は当該許可証を、当該者の保持する生物資源及び当該許可証に関連して当該者が取得した報告書及びデータ（当該許可証に係る知的財産権又はその他の権利又は利益を含む）とともにセンターに引渡し、許可証所有者と評議会との間で締結されたいかなる利益配分合意も解除されたものとみなすものとする。

## 第3編

知的財産権のための並びに潜在的な商業目的及び商業目的での研究及び開発

### 研究及び開発の場所

**13.** 知的財産権による潜在的な利益を伴う又は潜在的な商業目的又は商業目的での、生物資源に関するすべての研究及び開発は、

(a) 規則14に規定及び記述される利益配分合意の条件に従い実施すること、及び

(b) 評議会が承認できるサラワク州内の研究所、機関、病院又は研究センター、又は規則15に準じて評議会が書面により承認できるサラワク州以外の場所で実行されること。

### 研究及び開発目的での利益配分合意

**14.** (1) 潜在的な知的財産権又は潜在的な商業利益を伴う又は商業目的での研究及び開発を生物資源に関して実施するための許可証が本規則に基づき付与される前に、当該資源の所有権が帰属する評議会と研究を実施する意図を持つ個人又は機関との間で相互に合意する条件に基づく公正かつ衡平な利益配分合意を締結すること。

ただし、当該の研究及び開発が生物資源に関連する伝統的な知識に関係している場合、以下を適用する。

(a) 第5編に従い先住民からの情報に基づく事前の同意が得られている、及び

(b) 先住民を当該の利益配分合意の当事者とする。

(2) 利益配分合意には、政府及び先住民との協議のうえで評議会が決定できる条件を記載し、当該の条件は以下を含むものとするが、これに限定されない。

(a) 当該の研究及び開発の実施が予定される、サラワク州内又はサラワク州外の場所又は機関。

(b) 実施された研究及び開発の報告書、データ、調査又は結果について、政府に代わり評議会がこれを入手する機会。

(c) 実施された研究及び開発、又は当該研究及び開発から生ずる発見に関する特許権及び知的財産権に関する政府の権利、及び該当する場合、利益配分合意に基づくその他の当事者との当該権利の共有。

(d) 政府が上記 (c) に言及される特許権又は知的財産権を申請する権利、及び当該特許権又は知的財産権から生ずる利益を得る権利。

(e) 当該の研究及び開発から生ずる又は作成された報告書、データ、調査、又は結果の秘匿の事項としての扱い。

(f) 国内の科学者の訓練及び当該研究及び開発への参加を含む、当該合意の対象となる研究及び開発から生ずる技術、技能、及び知識の移転のためのプログラム又は取決め。

(g) 生物資源の研究及び開発又は調査から得られるデータ及び結果の所有権。

(h) 評議会は申請者に対し、利益配分合意に基づき得られた金銭的利益について、一定の割合を評議会が設定及び管理することのできる基金に支払うよう求める。

(i) 評議会は、上記 (h) に基づき受領した支払額又はその一部を、生物資源の保全及びその構成要素の持続可能な利用、又は評議会が決定できるその他の目的のための費用に充てる。

(j) 利益は金銭的利益及び非金銭的利益を含むことができ、附則に列記される利益を含むがこれに限定されない、及び

(k) 評議会と申請者との間、及び該当する場合は先住民との間で合意できるその他の条件。

(3) 当事者は、商用又は潜在的な商用目的での相互に合意する条件に基づく公正かつ衡平な利益配分合意を交渉し締結するものとする。

(4) 利益配分合意は、総会において選ばれた地域社会の代表者が交渉し、規則24に基づく情報に基づく事前の同意の申請に対する許可を受けて決定する。

(5) 利益は金銭的利益及び非金銭的利益を含むことができ、附則に列記される利益を含むがこれに限定されない。

(6) 得られた金銭的利益は、利益配分合意に従い配分される。

## サラワク州外での研究及び開発

**15. (1)** 当該の研究及び開発について、その性質又は専門性故にサラワク州外の場所で実施又は実行する必要があると評議会が確信しない限り、サラワク州外で生物資源の研究及び開発を実施してはならない。

(2) 上記(1)に基づき評議会が確信を得た場合には、規則10に掲げる発給条件が満たされた場合、規則9に基づく輸出許可証を発給することができる。

## 研究報告等

**16.** 生物資源の研究及び開発を実施するあらゆる研究所、機関、病院、研究センター又は団体は、最高執行官の指示に従い、以下を実行する。

(a) 最高執行官が決定することのできる間隔で、研究及び開発から得られる又は生ずるデータ、発見、結果又はその他の情報に関する報告書をセンターに提供する。

ただし、最高執行官は、当該報告を概要又は簡略として提出することを許可することができる。

(b) 最高執行官が指名することのできるあらゆる科学者について、研究及び開発への参加を認める。

(c) 生物資源の研究及び開発に関連するすべての文献、発表、論文又は調査結果を、無料で、センターが利用できるようにする。

(d) 研究及び開発に関係するすべての科学者又は個人が、研究及び開発から生ずる特許権及び知的財産権の権利を定めるあらゆる利益配分合意の規定について、その遵守を保証することを確保する。

(e) 最高執行官又は最高執行官により承認された者に対し、妥当なあらゆる時期における研究所、機関、病院、研究センター又は団体へのアクセス、及び当該場所における生物資源の研究及び開発に関するあらゆる記録又はデータへのアクセスを認める、及び

(f) 最高執行官の承認なしに、いかなる研究及び開発から生ずる情報又はデータも公開又は発信しない、また、最高執行官は当該の承認を不合理に拒否しない。

## 発見に対する権利

**17. (1)** 研究及び開発が、医薬、医療、治療、栄養学、産業若しくは農業、商業又は経済における価値、性質又は可能性を有する何らかの化合物、化学物質若しくは硬化剤、分子又は製品の発見につながる場合、当該研究及び開発を実行している個人又は団体は、最高執行官にその旨を通知し、利益配分合意の条件に従い当該の発見に関する知的財産権の申請を行うものとする。

(2) 最高執行官の書面による同意なしに、上記(1)に言及される発見に関する知的財産権の申請を行ってはならない。

(3) 上記(1)又は(2)に対する違背があった場合、評議会は権限のある管轄裁判所に対し、とりわけ、特許権若しくは著作権又は知的財産権の申請、又はその登録、又は上記(1)に言及するあらゆる発見の利用を制止するため、差止めによる救済を申し出ることができる。

## 発見の利用

18. 発見に関する特許権又は著作権が登録された場合、当該の使用は評議会によって規制され、評議会が決定することのできるロイヤルティ、料金又はその他の対価の支払の対象となるものとする。

ただし、当該の発見の利用が既に利益配分合意に含まれる条件の対象となる場合、評議会は発見の利用について当該合意の条件に反する条件を課さないものとする。

## 第4編

### 保護資源の繁殖

#### 保護資源の繁殖等に関する違反

19. (1) 何人も、評議会の決定する様式に則る許可証なしに、いかなる保護資源についても、

- (a) いかなる研究及び開発も実施しない、又は
- (b) 発芽、繁殖、生育又は栽培を行わない。

(2) 上記(1)に違反するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪判決を受けた場合、以下に処せられる。

- (i) これが個人による場合、5万リングット以上かつ20万リングットを超えない額の罰金又は5年を超えない禁固刑、又はその両方、又は
- (ii) これが法人による場合、10万リングット以上かつ50万リングットを超えない額の罰金。

#### 保護資源の繁殖施設

20. (1) あらゆる保護資源の繁殖、生育又は栽培は、評議会が承認できる施設又は場所で行うものとする。

ただし、評議会は、技術的又は科学的な理由に基づき、サラワク州内に適切な施設又は場所が存在しない、又は当該目的のための施設又は技術的な専

門知識が州内では手配できないと確信しない限り、サラワク州外の施設又は場所を承認しないものとする。

(2) 最高執行官又は最高執行官により承認された者は、妥当なあらゆる時期において、規則19(1)に基づき与えられた承認の条件の遵守を確保する目的で、保護資源の繁殖、生育又は栽培に使用されるあらゆる施設又は場所に立入ることができる。

(3) 上記(1)に言及される施設又は場所の所有者又は持ち主は、最高執行官に対し、毎年6月30日及び12月31日の当日又はその日付までに当該施設又は場所で繁殖、生育又は栽培が行われた保護資源について真正かつ正確な記録を提出する。

## 保護資源の販売

21. (1) いかなる保護資源についても、評議会の発給した、評議会の付与できる条件に準じた許可証に従う場合を除き、その販売を許可しない。

(2) 伝統的な知識に関連する保護資源の販売が行われる場合、上記(1)に基づく許可証の付与に先立ち、申請者は本規則第5編に従い情報に基づく事前の同意を得る。

## 第5編

### 情報に基づく事前の同意

#### 情報に基づく事前の同意

22. (1) 情報に基づく事前の同意は、以下の事項に従い及び基づいて、しかし限定されずに取得すること。

(a) 申請者は、あらゆる活動を開始する前に先住民から情報に基づく事前の同意を得る。

(b) 提案されているアクセスの申請に関する情報を、関係する社会が入手、理解、分析及び検討するための十分な期間を設ける。

ただし、関係する社会がアクセスの申請を検討するための期間は、当該社会が申請書を受領した日付から二週間以上かつ二ヶ月を超えない期間、又は当事者が適宜合意し延長する期間とする。

(c) 先住民による情報に基づく事前の同意は、規則24に従い、各家長又は家長により正式に任命された代理人に代表される先住民の社会から得る、及び

(d) 関係する社会による情報に基づく事前の同意は、地域の文化的な規準、慣習法、規範及び手続に従いうる。

ただし、すべての同意は、いかなる勧誘、脅迫、強制、強要、不当な影響、誘引又はその他の非合法手段によるものでなく、自発的に与えられたものでなければならない。

(2) 情報に基づく事前の同意を得るための、本規則に基づくすべての要件について、申請者が立証責任を負う。

(3) 情報に基づく事前の同意及び規則23(2)に基づき申請者により提供されたすべての情報は秘匿とし、当該情報は生物資源及び伝統的な知識、並びに情報に基づく事前の同意に関する条件の詳細を含む。

(4) 上記(3)に掲げるあらゆる情報について、申請者、地域社会の長(the Headman)、及び村落安全開発委員会(Jawatankuasa Kemajuan dan Keselamatan Kampung) (以下、「村落委員会」(Jawatankuasa)という)の委員長による承認を得ない限り、いかなる第三者に対しても当該情報のアクセスを認めない。

## 申請手続

**23.** (1) 申請者は、情報に基づく事前の同意を社会から得る目的において、当該地域社会の長に対しマレー語で書面により申請する。

(2) 申請者は、関係する地域社会が情報を得たうえで意思決定を行えるよう、関係する地域社会に対し、提案されている申請に関する真正、客観的、明確かつ十分な情報をマレー語で提供し、当該情報は以下を含むものとする。

(a) 手法、アクセスが求められている生物資源の種類（可能な場合には地域での呼称及び科学名を提示する）、必要となる数量、頻度、計画の目的、活動の開始日及び期間、探査の地理的領域、研究及び開発が行われる場所の特定、及び研究及び開発の実施方法を含む、提案されている計画の詳細。

(b) 取得した知識又は資源の想定される用途。

(c) 提案されているアクセスに関する活動の各段階において社会、文化及び環境に及ぶ可能性のある影響についての予備的な評価。

(d) 参加する個人、出資機関及び連携機関（状況に照らして合理的な非公開規定が設けられている場合を除く）、関係する地方団体、及び

関与する可能性のある第三者の特定を含む、申請者及びその後援者の法人格及び所属に関する情報

(e) 提案されている計画を実施するうえで関係する可能性のある、先住民、民間部門関係者、研究機関及び政府職員を含む人員。

(f) 情報に基づく事前の同意が新規又は追加で必要となる可能性があるため、商業的な関心を有する、意図されるすべての用途及びすべての新規用途。

(g) 活動又は計画により必要となる可能性のある手続。

(h) 利益に関する提案。

(i) 生物資源及び伝統的な知識のアクセス又は利用を禁じる権利を含む、地域社会が利用可能な法的措置の選択肢、及び

(j) その後の公開時における認知、引用、著作者、発明者、匿名性及び秘匿性に関する手続。

(3) 地域社会が追加の情報を求めた場合、申請者は過度な遅延なく当該情報を提供する。

## 地域社会による決定

24. (1) 地域社会の長は、規則23に基づく申請書を受領した後、当該申請を許可すべきか拒否すべきかについて、及び申請を許可する場合には課すべき条件について、審議を行い勧告するため、村落委員会による会合を招集するものとする。

(2) 地域社会の長は、その後、村落委員会による勧告に基づき当該事案について審議及び決定するため、社会に属する全員による総会を開くものとする。

(3) 総会の通知は書面により行い、各世帯及び地域社会に属する住民以外の人々に送付するとともに、地域社会の掲示板に掲示するものとする。

(4) 地域社会は、申請者又はその代理人若しくは代表者に対し、追加の情報又は意見を提供するよう求めることができる。

(5) 総会は、村落委員会が地域社会を代表して申請者との交渉を開始することを承認できる。

(6) 村落委員会は、総会において交渉の結果を報告し、総会は当該の報告を受け最終決定を下すものとする。



(7) 加えて、総会は、規則14に基づく利益配分合意を交渉する代表者を選ぶものとする。

(8) 申請に関連する会合による決定は、地域社会における家長又は家長により正式に任命された代理人に代表される会合出席者の単純多数決によるものとする。

(9) 会合の決定事項は、地域社会の掲示板により通知し、これにより社会に対する連絡を行ったとみなされる。

(10) 規則26に従い、会合の決定事項に関する申請者への連絡は村落委員会が書面により行い、当該の書面には村落委員会委員長及び地域社会の長が署名し、村落委員会及び地域社会の長の公印を押印するものとする。

(11) すべての会合について、議事録を記録し文書化するものとする。

## 同意の条件

**25.** 同意の付与に関して申請者に課すことのできる条件は、以下を含むがこれに限定されない。

(a) 追加の数量の生物資源が必要となる場合、又は研究により商業的価値を有する試作品が完成した場合には利益配分合意を締結するという法的拘束力のある約束。

(b) 特許権を申請する場合には、関係する地域社会に対しその旨を通知し、関連情報を提供する、及び特許権が認められた際には当該社会に対し当該特許証の写し及び関連情報を提供するという法的拘束力のある約束。

(c) 特定の区域におけるアクセスの制限。

(d) 地域社会が決定することのできる間隔での、研究の進捗状況に関する定期報告書の提出。

(e) 採集した資源及びその数量に関する申告。

(f) 資源の採集への社会の関与。

(g) 適切な場合には、地域社会に属する人々による契約栽培及び相互に合意する条件に基づく活動実施への参加。

(h) 地域社会が当該期間を延長する権利を含む、同意の期間。

(i) 関係する地域社会における慣習上の規範及び慣行の遵守。

(j) 地域社会により指名される、地域における共同研究者。

(k) 研究及び開発の結果に関する説明及び、地域社会の利益に影響を及ぼす可能性のある、活動の実施過程における発見に関する説明の提出。

(l) 申請者が合併、再編、権利の移転、他の法人又は合併事業による買収の対象となる場合に、関係する地域社会から新たに情報に基づく事前の同意を得る必要があるか否か、又は情報に基づく事前の同意の代わりに諸条件が新しい法人、譲受人又は移転の受入れ先に対する法的拘束力を有するか否かに関する記述、及び

(m) 関連するすべての法的要件の遵守。

### 情報に基づく事前の同意の様式

26. (1) 情報に基づく事前の同意は、マレー語で書面により行う。

(2) 情報に基づく事前の同意の文書は、評議会の規定した様式に則り規定し、以下の項目等を含む。

(a) 関係当事者。

(b) 関係する資源。

(c) 取得が認められている数量。

(d) 同意の期間。

(e) 各当事者の責任、及び

(f) 地域社会の会合において合意されるその他の条件。

## 第6編

### 目録及び保管所

#### 目録及び保管所

27. センターは、以下を維持する。

(a) 評議会の決定できる様式又は方法による、以下の目録。

(i) 本規則に基づき発給された許可証に従い採集された生物資源の試料すべて。

(ii) 研究及び開発の目的で評議会の職員により採集された生物資源の試料すべて。

(iii) 条例第21節に基づき保護されている動物、植物、昆虫及び水生生物の全種。

(iv) 進行中であるかどうかに関わらず、研究及び開発の対象となった又は対象となる生物資源の抽出物、試料又は派生物のすべて（合成プロセスによるものかどうかは問わない）。

(v) 進行中であるかどうかに関わらず、研究及び開発の対象となった又は対象となる生物資源に関する報告書、データ及び結果。

(vi) 上記(i)、(ii)、(iii)、(iv)及び(v)に言及される生物資源に関連する書籍、定期刊行物、学術誌、論説又は論文。

(vii) 本規則に従い発給又は実施されたすべての許可証及び利益配分合意の一覧、並びに第4編に基づき保護種の動物、植物、昆虫及び水生生物を繁殖、栽培、生育又は飼養することができるすべての場所又は施設の一覧、及び

(viii) 条例に基づく任務及び機能を遂行するうえで維持すべき、評議会により指示されるその他の記録、データ又は情報。

(b) 以下を展示、展覧、貯蔵、保護、保管又は保存するための保管所。

(i) 絵画又はその他の表現形態又はその複製を含む、上記(a)(i)から(iv)に言及される生物資源のすべて又は一部、及び

(ii) 上記(a)(v)から(viii)に言及される報告書、データ、書籍、定期刊行物、学術誌、論説及び論文のすべて又は一部。

## 目録の素材の入手の機会

28. (1) 何人も、最高執行官の承認なしに、規則27(a)に基づき維持される目録のいかなる素材についても、アクセスを得ない、又は当該素材の抽出物を取得しない若しくは複写をとらないものとする。

ただし、当該の承認は不合理に拒否されないものとする。

(2) 当該の承認について、最高執行官が課すことのできる条件により、及び評議会の規定できる料金の支払を受け、これを付与することができる。

(3) 本規則の適用上、アクセスは、評議会が目録に保管するあらゆる情報、データ又は素材の入手を可能にする、コンピュータ技術又は情報技術システムによるあらゆる方法での、センターへのあらゆる形態のアクセスを含む。

### 保管所への入場

29. 評議会の構成員又はセンターの職員を除き、何人も、評議会により承認される入場料金を課すことができる最高執行官の許可なしに、保管所への入場を認められないものとする。

### 保管所による素材の提供

30. (1) 最高執行官は、評議会の承認を受け、及び下記(2)及び(3)に従い、規則3(1)及び規則5に定める条件を満たすあらゆる個人に対し、研究及び開発又は医薬開発の目的、又は評議会の承認できるその他の目的で生物資源を提供できる。

(2) 上記(1)に言及される生物資源が研究及び開発の目的で必要とされる場合、評議会と当該資源を求める個人との間で利益配分合意が締結されるまで、当該資源の提供は許可されないものとする。

ただし、評議会が適当とみなした場合、当該者による規定の遵守を適用除外とすることができる。

(3) 上記(1)に言及される素材の提供は、評議会が規定できる料金の支払の対象となるものとする。

### 輸出してはならない抽出物

31. 規則30(1)に従い提供されるいかなる素材についても、当該素材の輸出に関する許可証が評議会により発給されない限り、これを輸出できないものとする。

### センターに報告すべきデータ

32. 規則30(1)に基づき提供されたあらゆる素材に関して行われる研究及び開発から得られる結果及びデータを、最高執行官が定めることのできる間隔でセンターに報告するものとする。

## 著作権、特許権又は知的財産権に関する制限

33. (1) 本編に基づきセンターから提供されたあらゆる素材の利用から生ずる発見について、当該の発見につながる研究及び開発に適用される利益配分合意の条件に従う場合を除き、何人も、当該の発見に関する著作権、特許権又は知的財産権を主張しない又はその権利を認められないものとする。

(2) 当該の発見に関連する特許権、著作権又は知的財産権の申請は、最高執行官の同意を得た場合にのみ行う。

(3) 上記(2)に対する違背があった場合、評議会は権限のある管轄裁判所に対し、とりわけ、特許権若しくは著作権又は知的財産権の申請、又はその登録、又は当該の発見の利用を制止するため、差止めによる救済を申し出ることができる。

## 第7編

### 雑則

## 許可証に関する一般規定

34. (1) 本規則に基づき必要なすべての許可証は、評議会の裁量で発給され、評議会の決定できる期間につき有効となるものとする。

(2) 当該の許可証の期間は、評議会のみの裁量で延長することができる。

(3) 許可証の終了、停止又は取消しの際には、許可証の原本を最高執行官に返却すること。

## 免除

35. 本規則のいかなる規定も、以下に影響を及ぼす、変更を加える、又は以下を取消す若しくは無効にするものではない。

(a) 州の生物資源の採集又は研究及び開発、又は州のあらゆる生物資源から抽出される成分若しくは薬剤から派生する医薬、医療、治療、栄養学、産業又は農業に関する製品の開発について、政府又はあらゆる政府機関により締結される、あらゆる存続する又は既存の合意、又は

(b) 州の生物資源の採集のために政府により付与されたあらゆる事前の同意、承認又は許可。

ただし、評議会は、以前に研究及び開発目的での生物資源の採集について同意、承認又は許可を付与された者に対し、本規則に基づき当該の採集を行う許可を申請するよう求めることができる。

## 料金

36. 評議会は、官報での通知により、本規則に基づき支払われるべき料金を定めることができる。

## 委託

37. 最高執行官は、評議会の承認を受け、本規則により最高執行官に付与された権限、職務又は機能をセンターの他の職員に委託することができる。

## 違反行為

38. 本規則のいかなる規定に違反するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、当該違反について条例又は本規則に基づく明示的な規定がない場合には、以下に処せられる。

(a) これが個人による場合、5万リングット以上かつ20万リングットを超えない額の罰金又は5年を超えない禁固刑、又はその両方、又は

(b) これが法人による場合、10万リングット以上かつ50万リングットを超えない額の罰金。

## 廃止及び効力維持

39. (1) 2004年サラワク州生物多様性規則[2004年サラワク州法第73号]は廃止される。

(2) 本規則のいかなる規定も、上記(1)に基づき廃止される規則の過去の運用又は当該規則に基づく行為に影響を及ぼすものではなく、廃止される当該規則に基づき発給された許可証又は締結された合意は、当該許可証又は合意の期限又は終了まで、引き続き、完全な効力を有するものとする。

## 附則

### 金銭的及び非金銭的利益

(規則14(2)(j)及び(5))

1. 金銭的利益には以下を含めることができるが、これに限定されない。
  - (a) アクセスに関する料金／採集又は他の方法で取得した試料ごとの料金。
  - (b) 前払による支払。
  - (c) 段階ごとの支払。
  - (d) ロイヤルティの支払。
  - (e) 商業化の場合におけるライセンス料。
  - (f) 生物多様性の保全及び持続可能な利用を支援する信託基金に支払われる特別の料金。
  - (g) 相互に合意する場合には、給与及び特恵的な条件。
  - (h) 研究資金。
  - (i) 合弁事業、及び
  - (j) 関連する知的財産権の共同保有。
  
2. 非金銭的利益には、以下を含めることができるが、これに限定されない。
  - (a) 研究及び開発の成果の共有
  - (b) 科学的な研究開発計画、特に、可能な場合には遺伝資源を提供する締約国におけるバイオテクノロジーの研究活動における共同、協力及び貢献。
  - (c) 製品開発への参加。
  - (d) 教育及び訓練における共同、協力及び貢献。
  - (e) 遺伝資源の生息域外保全のための施設への立入り及びデータベースの利用。

- (f) 遺伝資源の提供者に対する公正で最も有利な条件（合意する場合には、緩和されたかつ特恵的な条件を含む）の下での知識及び技術、特に、バイオテクノロジー又は生物資源を利用する知識及び技術又は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する知識及び技術の移転。
- (g) 技術移転のための能力の強化。
- (h) 制度的な能力開発。
- (i) アクセスに関する規則を実施し、及び執行するための能力を強化するための人的資源及び物的資源
- (j) 遺伝資源の提供国の十分な参加を得て、及び可能な場合には遺伝資源の提供国において行われる遺伝資源に関する訓練。
- (k) 生物の目録及び分類の研究を含む、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する科学的な情報を入手する機会。
- (l) 地域経済への貢献。
- (m) 遺伝資源を提供する当事国における遺伝資源の国内利用を考慮して、保健及び食料安全保障等、優先度の高い必要事項のために行われる研究。
- (n) アクセス及び利益の配分に関する合意から生ずる組織上及び職業上の関係並びにその後の共同活動。
- (o) 食料安全保障及び生計の確保に関する利益。
- (p) 社会的な認知、及び
- (q) 関連する知的財産権の共同保有。

2016年4月27日作成

DATUK AMAR HAJI AWANG TENGAH ALI HASAN,

資源計画及び環境担当大臣 II